

# 社会福祉法人 交楽会 について

# 目次

1. 社会福祉法人 交楽会とは・・・
2. 交楽会勤務綱領、福祉実践の指針
3. 法人概要
4. 事業内容
5. 職務概要
6. キャリアアップ制度
7. 新任職員育成・研修
8. 仕事のやりがいと働きやすくするための取組
9. 福利厚生
10. 求められる人材

# 1. 社会福祉法人 交楽会とは・・・①

北秋田市米内沢、阿仁前田地区で高齢者福祉事業及び障害者福祉事業を展開している社会福祉法人。

現在2つの高齢者介護施設、1つの障害施設及び、1つの居宅介護支援事業所を運営。



# 1. 社会福祉法人 交楽会とは・・・②

## 社会福祉法人の定義

社会福祉法に基づく**公共性を目的とした**  
**民間の非営利法人**の一つ。



あなたの笑顔が、ずっと続くために。

## 2. 交楽会 綱領

交楽会は、社会福祉を実践する組織として、常に社会福祉の本質を追求しながら、心身に支障をきたして援助を必要とする人々に、**良質で適切なサービスを提供する**ことを旨とするものである。

社会福祉を実践する者の学習した社会福祉の知識と技術が、援助を必要とする人々にとって真に生かされる為には、その者が援助を必要とする人々のニーズを理解できるような、**やさしさを始めとする福祉にふさわしい心と動作**が培われなければならないものである。

社会福祉を実践する者は、援助を必要とする人々のプライバシーとノーマライゼーションの権利を侵すことなく、自己の援助する言動を常に自己評価し、**慈愛と忍耐をもって福祉を実践す**  
5

## 2. 交楽会福祉実践の指針

1. 人間の尊厳を尊び、如何なる生へも**最善の援助**を行なう。
2. 利用者の**人権を尊重**し、利用者中心の適切なサービス提供を行なう。
3. 利用者の**生命の質を重んじたサービス提供**を行なう。
4. 利用者との**インフォームド・コンセント(説明と同意)**を重んずる。
5. 心の表現が不自由な利用者の、**ニーズを汲み出す**ような援助を行なう。
6. 地域に開かれた施設、**地域**から選択される施設造りに努める。
7. 交楽会各施設の交流を密にし、連携を高め、機能向上に努める。
8. 職員は驕ることなく、**感謝の念**をもって良質なサービスに徹する。
9. 社会福祉の知識と技術にふさわしい、人間としての**資質を醸成**する。
10. 優・親・和・誠・忍を五訓とする。即ち、**優しさ・親切・和やか・誠実・忍耐**を職員の本 motto とする。

### 3. 法人概要 交楽会沿革①

- 平成2年7月 社会福祉法人『交楽会』設立認可
- 平成3年4月 老人保健施設『もりよし荘』開設
- 平成5年4月 東京都委託精神薄弱者更生施設『森幸園』開設
- 平成6年11月 老人保健施設『もりよし荘』デイルーム増築
- 平成9年4月 特別養護老人ホーム『森泉荘』受託（森吉町）（昭和58年4月開設）
- 平成10年1月 精神薄弱者更生施設『森幸園』自活棟建築
- 平成10年4月 交楽会職員人事交流開始

### 3. 法人概要 交楽会沿革②

- 平成10年9月 精神薄弱者法の一部改正（知的障害者更生施設に変更）
- 平成11年12月 特別養護老人ホーム『森泉荘』介護実習室増築
- 平成12年2月 『もりよし荘居宅介護支援事業所』認可
- 平成12年4月 介護保険法施行  
老人保健施設を介護老人保健施設に変更  
もりよし荘地域型在宅介護支援センター設置
- 平成12年7月 福祉オンブズパーソン委員会設置
- 平成12年7月 地域生活実習棟『であいの家』取得



### 3. 法人概要 交楽会沿革③

- 平成14年11月 高齢者虚弱者棟『やすらぎの家』完成  
更生施設に変更)
- 平成15年4月 支援費制度施行（障害者支援施設）
- 平成15年11月 グループホーム『もりの家』開設
- 平成17年4月 生活実習棟『陣場岱ハイツ』取得  
知的障害者更生施設『森幸園』自立訓練  
事業開始
- 平成18年4月 障害者自立支援法施行（森幸園）
- 平成18年12月 複合ケアセンター『もりの郷』事業開始
- 平成19年9月 北秋田市豪雨災害による水害『もりの  
郷』床上100cm

### 3. 法人概要 交楽会沿革④

- 平成19年12月 『もりの郷』 事業再開
- 平成22年 6 月 福祉サービスに関する苦情解決制度の実施（第3者委員3名選任）
- 平成22年11月 森幸園生活棟（タンポポハウス）開設
- 平成23年 9 月 グループホーム『もりの家』増築
- 平成25年11月 森幸園相談支援事業開始
- 平成26年 4 月 森泉荘北秋田市指定管理解除（建物譲与）
- 平成26年 4 月 ケアホームもりの郷名称変更及び事業種類の変更
- 平成26年 5 月 交楽会本部及びもりよし荘居宅介護支援事業所事務所移転

### 3. 法人概要 交楽会沿革⑤

- 平成28年7月 ケアホームであいの家建替え
- 平成29年4月 改正社会福祉法全面施行
- 平成30年3月 グループホームもりの郷事業廃止
- 平成30年12月 定年年齢及び再雇用上限年齢の延長
- 令和元年12月 森幸園デイルーム増改築工事
- 令和2年4月 もりの郷の運営をもりよし荘と森幸園の分割運営にする
- 令和2年4月 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令
- 令和2年10月 森幸園個室化工事実施

## 3-1. 法人概要 事業一覧

- 平成2年7月31日 社会福祉法人交楽会設立登記（資本金100万円）
- 介護老人保健施設 もりよし荘 H3.4.12 開所
  - 入所事業定員 100名（内、短期入所事業5名）
  - 通所リハビリテーション事業定員 25名
  - もりよし荘居宅介護支援事業
  - 認知症グループホーム 18名（もりの家定員18名）
- 障害者支援施設 森幸園 H5.4.1 開所
  - 施設入所支援 70名
  - 障害福祉サービス 99名
  - 共同生活援助（ホム） 26名（短期入所1名含）
  - 通所介護・共生型生活介護 定員10名
  - 相談支援事業
- 特別養護老人ホーム 森泉荘 S58.4.1 開所 H9.4.1受託
  - 入所事業定員 50名
  - 短期入所事業 13名

## 3 - 2. 法人概要 所在地



【交楽会法人本部】北秋田市米内沢字七曲51番地  
森吉構造改善センター内

【介護老人保健施設もりよし荘】

北秋田市米内沢字七曲25番地

鷹巣駅 車 20分

【障害者支援施設 森幸園】

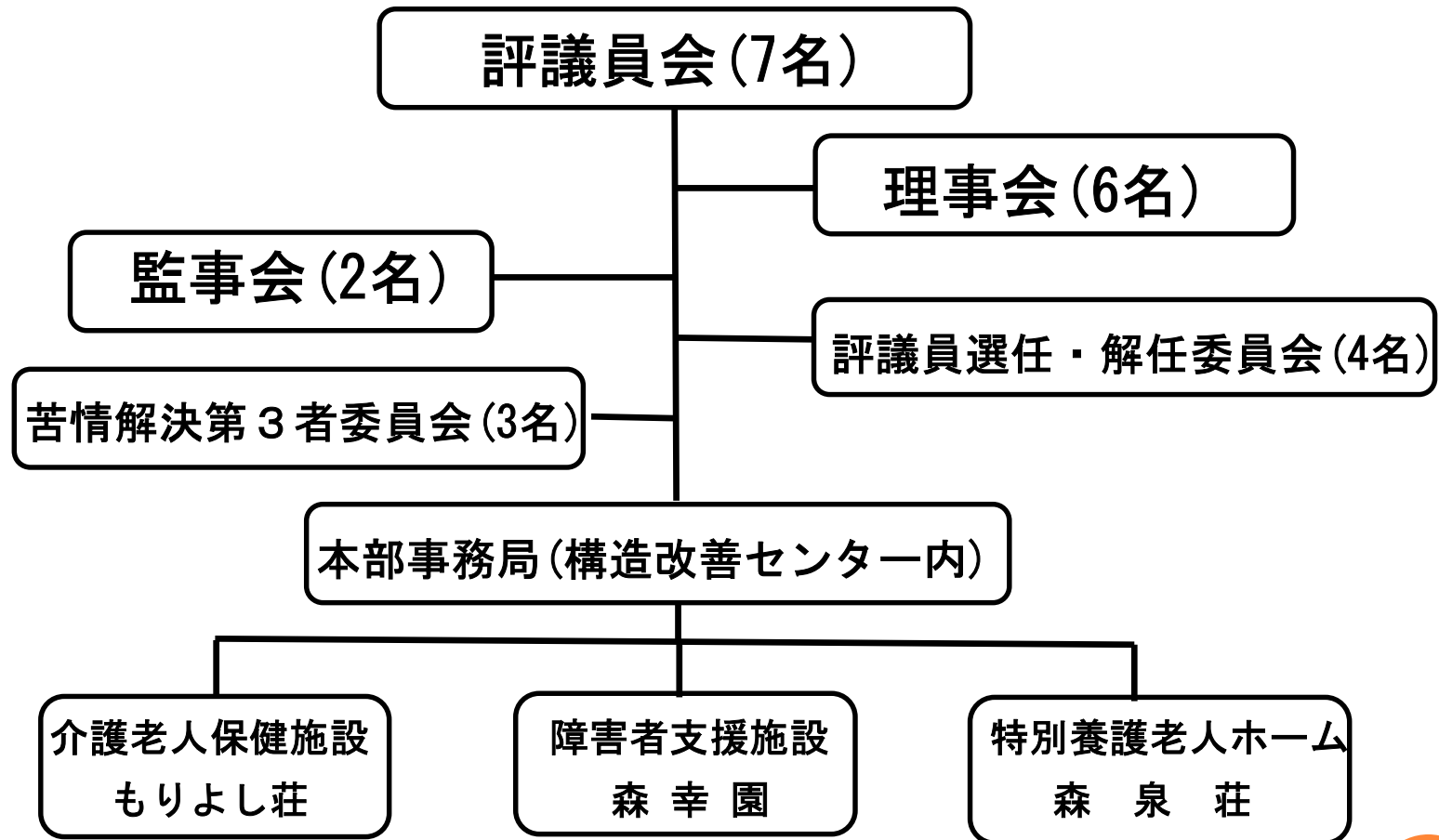
北秋田市阿仁前田字菅ノ沢73番地

【特別養護老人ホーム森泉荘】

北秋田市阿仁前田字下前田家ノ下モ28番地

鷹巣駅 車 35分

## 4. 事業内容① 交楽会組織



## 4. 事業内容② 交楽会職員数

R3.4.1

	もりよし 荘	森幸園	森泉荘	合 計	男性	女性
正職員	67	64	29	160	63	97
臨 時	15	12	7	34	12	22
再雇用 嘱 託	4	2	2	8	5	3
パート	13	18	12	43	13	30
障害者雇 用	3	1	1	5	3	2
合 計	102	97	51	250	96	154

(本部4名含む)

## 4. 事業内容

### 1. 介護老人保健施設 もりよし荘 平成3年4月 開設



- ・入所定員 100名(内、短期入所5名)
- ・通所リハビリテーション事業定員 25名
- ・認知症対応型共同生活介護事業定員 18名
- ・もりよし荘居宅介護支援事業



# 介護老人保健施設もりよし荘とは

- 利用者の自立を目指し、**医学的な管理のもとに機能回復訓練**を行ない、個々のケアプランに基づき、**家庭復帰ができるよう積極的に支援**する施設。

【業務内容】 リハビリテーションを中心とした医療サービスを提供し、在宅復帰を目的としています。

このため、看護師、介護員に加え、医師、理学療法士、作業療法士等、リハビリテーションに特化した職種も配置しています。

その他に、施設内での日常生活に必要な食事、入浴、排泄、レクリエーションなどの支援や介助を行っており、栄養士、支援相談員、介護支援専門員(ケアマネージャー)など、多職種協働で利用者のニーズに応じております。

また、退所後の在宅での生活に支障がないよう、担当のケアマネージャーなどと連携し、ご家族も含めた生活全般にわたる相談援助を行っております。

【利用対象者】 介護保険適用される方が対象

もりよし荘に入所申込みをした方で、施設内入所判定会議で入所対象と判定された方。



# 介護老人保健施設もりよし荘 日課①

## 1. 入所

- ・食事 朝食 7:30 昼食12:00 夕食18:00
- ・入浴 週2回（日曜日以外毎日実施）
- ・個別リハビリ、毎日のバイタルチェック、医師の回診、セレクトおやつ、お誕生会、ドライブ外出、お盆・年末年始の外出等

## 2. 通所リハビリ

- ・営業時間 9:30 ～ 16:00 ・定休日 日曜日、祝祭日、1/1～1/3

## 3. 居宅介護支援事業所

- ・営業日 月～土曜日

介護支援専門員(ケアマネージャー)が、在宅の方に介護サービスを受ける為に必要な「要介護認定」の申請代行や居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成を依頼する際の窓口となります。

# 介護老人保健施設もりよし荘 日課②

## 4. グループホームもりの家

### 【業務内容】

認知症を患っている高齢者が、専門の介護スタッフの援助を受けながら1つのユニット9人)で共同生活を送り、入居者の能力に応じてそれぞれが料理や掃除などの役割を分担しながら、自立した生活を送ります。家庭の団らんを楽しみながら、自宅で過ごすのと同じような雰囲気での生活を送ることができるよう日常生活を援助します。

- ・食事 朝食 7:30 昼食12:00 夕食18:00
- ・入浴 毎日
- ・個別外出、ボランティア活動、お茶会、レクリエーション、誕生会、地域住民との交流、趣味活動、野菜栽培、バイタルチェック援助等

### 【利用対象者】

原則として65歳以上で、要支援2または要介護1以上の介護認定を受けている方となります。また施設と同じ市区町村内に住民票がある方が入居対象になります。

## 4-2. 障害者支援施設 森幸園 平成5年4月 開設



- ・施設入所支援 70名
- ・障害福祉サービス 90名
- ・共同生活援助 26名(短期入所1名含)
- ・通所介護・共生型生活介護 定員10
- ・相談支援事業(H25.10.1)

# 障害者支援施設森幸園とは(1)

- 障害者の方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」又は「就労継続支援」を行う施設。

## 1. 施設入所支援(夜間・休日に行うサービス)

### 【業務内容】

入所する障害者の方に対し、主として夜間・休日において、地域の一員として居住に近い住環境の中で入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。

### 【利用対象者】

○昼間に「生活介護」を利用する方(障害程度区分が区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上)。)

## 2. 生活介護(平日の昼間)

### 【業務内容】

常時介護や支援を必要とする人たちが、施設や地域で安定した生活を営むことができるよう、主として平日の昼間において、入浴・排泄・食事等の介護や家事等日常生活上のサービス、及び身体機能または生活能力向上のための創作的活動や生産活動、趣味的活動の機会を提供します。

### 【利用対象者】

○施設入所による場合・・・障害程度区分が区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上)の障害者



# 障害者支援施設森幸園とは(2)

## 3. 就労継続支援B型

### 【業務内容】

現時点で**一般企業への就職が困難な障害をお持ちの方に就労機会を提供**するとともに、生産活動を通じて、その**知識と能力の向上に必要な訓練**などの障害福祉サービスを供与することを目的としています。B型は雇用契約を結ばず、利用者が作業分のお金を工賃としてもらい、比較的自由に働ける”非雇用型”です。

### 【利用対象者】

通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である障害者であって、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方

- (1) 就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- (2) 50歳に達している方又は障害基礎年金1級受給者
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない方であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- (4) 障害者支援施設に入所する方については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村により利用の組合せの必要性が認められた方

## 4. 相談支援事業

### 【サービスの内容】

日常生活上の支援を必要とする障がいのある方やそのご家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行います。

# 障害者支援施設森幸園とは(3)

## 5. 通所介護・共生型生活介護(デイサービスもりの郷)

### 【業務内容】

体調管理や日常生活援助を行うとともに、食事やレクリエーションなどの提供を行います。一緒に食事をしたり、体や頭を使ったレクリエーションやゲームなどに参加することで、孤独感などが解消されますし心身機能の維持や向上をはかることができます。送迎サービスがありますので安心して通えますし、健康チェックや健康相談、アドバイスも行っています。

### 【利用対象者】

要介護認定で要介護1～5の認定を受けた方、要支援1・2の方

## 6. サポートホームもりの郷

### 【業務内容】

夜間及び休日、共同生活を行なう住居で、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除の家事等、生活等に関する相談及び助言、関係機関との連絡やその他日常生活に必要な支援を行なっています。

### 【利用対象者】

地域で共同生活を営むのに支障のない知的障害のある方

# 障害者支援施設森幸園 日課①

## 【施設入所支援・生活介護サービス】

- ・食事 朝食 7:30 昼食12:00 夕食18:00
- ・入浴 毎日
- ・個別・グループ外出、ボランティア活動、地域住民との交流、茶道クラブ、生け花クラブ、趣味活動、アルミ缶回収、残菜リサイクル肥料製造販売、野菜栽培、バイタルチェック、医師の回診、おやつ作り、お盆・年末年始の外出、社会的マナーの支援等

## 【就労継続支援B型】

- ・利用時間 8:30 ~ 16:30
- ・鶏の放し飼い鶏舎づくり、鶏舎内掃除、採卵、消毒、食肉加工販売の援助
- ・季節野菜の収穫、加工販売の援助 ・原木椎茸栽培、加工販売の援助



## 障害者支援施設森幸園 日課②

### 【【デイサービス】】

- ・営業時間 9:15 ~ 16:15
- ・定休日 日曜日 12/31 1/1~1/3

### 【サポートホーム】

- ・食事 朝食 7:30 夕食18:00
- ・入浴 毎日
- ・個別・グループ外出、ボランティア活動、地域住民との交流、茶道クラブ、生け花クラブ、趣味活動、バイタルチェック、お盆・年末年始の外出援助等



## 4-3. 特別養護老人ホーム 森泉荘 昭和58年4月 開設



- ・長期入所 定員 50名
- ・短期入所 定員 13名

# 特別養護老人ホーム森泉荘とは

- 常時介護を必要とし、在宅介護が困難な高齢者に、生命の尊厳を尊んだ適切な居住環境と介護看護サービスを提供する施設。

【業務内容】 施設介護サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行ないます。

医師は常駐していませんが週1回協力医療機関の先生回診があります。看護師、介護職員、栄養士、生活相談員、介護支援専門員(ケアマネージャー)など、多職種協働でご利用者のニーズに対応し、豊かな終末を贈ることができる生活の場になるよう援助しています。

【利用対象者】 要介護3から5の認定を受けた65歳以上で、身体上または精神上著しい障害により、常に介護が必要な状態で、居宅において適切な介護を受けることが困難な方で、施設内入所調整委員会(外部委員2名参加)で入所対象と判定された方。医療処遇が適当な方は入所条件を満たしません。要介護度5など介護度が高く、経済的にも自宅での介護が困難な人が優先されます。



## 特別養護老人ホーム森泉荘 日課

- ・食事 朝食 7:30 昼食12:00 夕食18:00
- ・入浴 週2回（日曜日以外毎日実施）
- ・レクリエーション、クラブ活動、バイタルチェック、医師の回診、喫茶、お誕生会、ドライブ外出、お盆・年末年始の外出援助等

## 5. 職務概要①

### 介護職員、生活支援員業務

- 利用者とのコミュニケーション
- 食事介助
- 入浴介助
- 移動介助
- 排泄介助
- 機能訓練
- 口腔ケア
- 介護支援計画書作成
- カンファレンスへの参加
- 家族や多職種との連絡調整
- 各種委員会活動
- 日常生活支援サポート、生活活動・就労活動サポート



## 5. 職務概要② 勤務形態

- 平常勤務 8:30～17:30      日勤 9:00～18:00  
早出7:00～16:00      遅出勤務11:00～20:00  
夜勤17:00～翌9:00

※施設により変動有り。1か月変形労働時間制を採用。

- 公休日数 : 月8～9日 (年2,000時間勤務)
- 有給休暇 : 4月採用時に15日支給
- その他 : 出産休業、育児休業、子の看護休暇  
介護休業、秋田県脱少子化モデル企業  
育児目的休暇

## 5. 職務概要③ 基本給・手当(正規職員)

職員給料(採用時)

(円)

項目	介護員・生活支援員		看護師		准看護師	栄養士		調理員	
基本給	大学卒	177,000	大学卒	195,200	165,300	大学卒	181,000	高校卒	147,900
	短大・専門学校	163,100	短大3卒	186,900		短大卒	166,400	中学卒	139,900
	高校卒	150,600		短大2卒			180,000		
	中学卒	146,100							
住宅手当	最高27,000								
通勤手当	最高20,000								
特殊業務手当	給料月額16% 資格により最高26,000		給料月額12% 最高20,000		給料月額8% 最高10,000		給料月額8% 最高10,000		
特定処遇改善手当	①15,500②7,700のどちらか ※支給要件有		5,800 ※支給要件有		5,800 ※支給要件有		5,800 ※支給要件有		

※その他として管理職手当、扶養手当、夜勤手当、時間外手当があります。

賞与

支給月	支給率		合計	備考
	期末手当	勤勉手当		
6月	1.175ヶ月	0.825ヶ月	2.0ヶ月	前年度の人事評価により、支給率に変更があります。
12月	1.325ヶ月	0.825ヶ月	2.15ヶ月	
合計	2.5ヶ月	1.65ヶ月	4.15ヶ月	基本給×支給率(在職期間によって支給率が違います)



## 5. 職務概要④ 基本給・手当(臨時職員)

臨時職員賃金(採用時)

(円)

項目	(1日)	介護員・生活支援員		看護師	准看護師	栄養士	調理員
		資格有	資格無				
基本給	大学卒	8,100	7,800	8,700	8,000	8,000	(資格有) 6,700
	短大・ 専門学校	7,600	7,300				(資格無) 6,600
	高校卒	7,100	7,000				
	中学卒	6,900	6,800				
夜勤手当	1回	3,000	3,000	4,000	4,000		

臨時職員賃金(採用から1年経過した次の4月1日から)

(円)

項目	(月額)	介護員・生活支援員		看護師	准看護師	栄養士	調理員
		資格有	資格無				
基本給	大学卒	171,700	168,900	184,900	169,600	171,600	(資格有) 149,200
	短大・ 専門学校	160,100	157,600				(資格無) 146,800
	高校卒	151,700	149,500				
	中学卒	148,400	146,100				
夜勤手当	1回	3,000	3,000	4,000	4,000		
特定処遇 改善手当	1カ月	①15,500か②7,700 ※支給要件有		5,800 ※支給要件有	5,800 ※支給要件有	5,800 ※支給要件有	

### 賞与

支給月	支給率		備 考
	1年未満	1年以上	
6月	1.0ヶ月	1.0ヶ月	前年度の人事評価により、支給率に変更があります。
12月	1.0ヶ月	1.2ヶ月	
合計	2.0ヶ月	2.2ヶ月	基本給×支給率(在職期間によって支給率が違います)



## 6. キャリアアップ制度①



### 【正職員登用制度】

#### ◎正職員登用試験

- ①臨時職員として原則2年以上勤務した場合受験資格有。
- ②毎年1回登用試験実施。
- ③試験内容: 作文、面接、評価

## 6. キャリアアップ制度②

職務の級	職責及び職務内容	昇格条件
5級	施設長の職務の級。理事長の命を受け、業務を司り、所属職員を指揮監督すること職責とする。	4級歴3年以上又は経験年数15年以上及び、業務に必要な資格を有するもので施設長としての職責を遂行する能力を有すると認められる者。
4級	課長の職務の級。所属上司の特命を受けるとともに施設長の下で担当業務にあたること、かつ相応の困難業務にあたることを職責とし、組織の強化を図る。	3級歴4年以上又は経験年数10年以上及び、業務に必要な資格を有するもので課長としての職責を遂行する能力を有すると認められる者。
3級	係長の職務の級。所属上司の命を受け、担当業務の統括及び進行管理並びに所属職員の指導育成を行い、かつ相応の困難業務にあたることを職責とする。	2級歴5年以上又は経験年数8年以上及び、業務に必要な資格を有するもので係長としての職責を遂行する能力を有すると認められる者。
2級	主任の職務の級。所属上司の指揮監督を受け、所属職員をまとめ、相応の困難業務にあたることを職責とする。	1級歴6年以上及び、業務に必要な資格を有す者で主任としての職責を遂行する能力を有すると認められる者。
1級	一般職の職務の級。所属上司の指揮監督を受け、職務上の命令に従い職務に専念することを職責とする。	

特に成績が良好な職員で理事長の承認を得たときは、必要在級年数に満たない場合でも承認することができる。

## 7. 新任職員育成・研修

### ○新任職員研修

法人全体で年1回実施。

### ○指導係

新入職員に対して先輩職員が、指導係として面倒を見ていく制度で、仕事上の指導・教育はもちろん、職場での不安や悩みを聞く役割を担う。

### ○施設内研修・施設外研修

各施設で研修体系に基づく研修会の実施・派遣(介護技術、事故防止、身体拘束、衛生管理、口腔ケア、看取り介護、機能訓練等)



**【仕事は記録に始まり、記録に終わる】**

## 7. 新任職員育成・研修②

### ○資格取得支援

- ・社会福祉士 ・介護福祉士
  - ・介護支援専門員 ・社会福祉主事 等
- 自己啓発、自己研鑽へ法人として協力し資格取得を目指す。  
(服務免除、奨学金貸与規程)



## 8. 仕事のやりがいと働きやすくするための取組

### ○仕事のやりがい

高齢者の方や障害のある方が周りの方々と互いに支えあう地域づくりの援助ができる仕事です。介護を必要とする方への支援をつうじ地域の安心、安全を作り出すやりがいのある仕事です。

### ○働きやすくするための取組

ワークライフバランスへの配慮や職員処遇の継続的改善を進め、職員が働きやすい職場環境づくりを目指します。

- ・育児目的休暇の導入
- ・人事院勧告に基づく給与改善、特定処遇改善手当の支給
- ・職員の安全と健康を確保するための安全衛生管理の徹底

## 9. 福利厚生

- 各施設で互助会あり 旅行、忘年会等。  
(1泊旅行、日帰り等いろいろな旅行コースがあります。)
- 社会福祉法人福利厚生センター(全国の福利厚生団体)から生活用品の支給、資格取得記念品、永年勤続記念品の支給があります。



## 10. 求められる人材

1. 明るく、元気に、笑顔であいさつできる人
2. 向上心をもって前向きに取り組む人
3. チームワークを理解し、組織において行動できる人
4. 医療や福祉に関心のある人
5. 理念を共有できる、あたたかい人





法人名 : 社会福祉法人 交楽会

郵便番号 : **018-4301**

住 所 : 秋田県北秋田市米内沢字七曲**51**番地

森吉構造改善センター内

電話番号 : **0186-84-8639** (FAX兼用)

**0186-67-6733**

**HP : <http://www.akita-kouraku.jp/>**